

「協約締結権を付与する職員」の範囲について

2009年7月10日

全国労働組合総連合

(公務員制度改革闘争本部)

標記にかかわって、自律的労使関係の確立・協約締結権に関する主要な論点10「協約締結権を付与する職員の範囲」で示された各項目もふまえて、以下のような意見を表明します。

1、協約締結権を保障する職員はいかなる範囲とすべきか

幹部公務員など、政府の意思決定に直接的にかかわる公務員を除き、すべての職員に協約締結権を保障すべきだと考える。

(1) 管理職員への協約締結権の保障

- ① 公務員に団結権のみを保障している現行の国家公務員法では、「重要な行政上の決定を行う職員」「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」「職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にいる職員」などと、管理職員等以外の職員とは「同一の職員団体」を構成することができないと規定している。
- ② すなわち、すべての公務員には団結権が保障されていることを確認したうえで、管理職員等とその他の職員が「同一」の組織を構成すると、それは職員団体としての保護を受けないとしているに過ぎない。
- ③ したがって、管理職員のみ職員の団体の結成は否定されておらず、実際にそうした組織は存在する。基本的人権である協約締結権の検討にあたって、このような団結権との関係をふまえるべきである。

(2) ILO勧告が示す国際基準にたった検討の必要性

- ① 日本の公務員制度にかかわって、ILOから数次の報告・勧告がおこなわれ、最近も、本年6月の理事会で、この件にかかわる結社の自由委員会報告が了承されている。
ここでは、協約締結権について、日本政府が未だ批准していない151号条約にも留意し、公務員の特殊性を考慮した報告・勧告がおこなわれている。その中で、「国家の運営に関与しない公務員」への団体交渉権と協約締結権の保障を求めている。
- ② この点にたつて、現行国家公務員法の先の規定を検討すれば、「重要な行政上の決定を行う職員」および「重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員」の範囲を除いて、協約締結権の保障にむけた検討をすすめるべきと考える。

(3) 協約締結権と議会の決定権との関係について

前述した点については、公務員労働者の協約締結権が、労働協約が締結されても、最

終的には議会によって議決されなければ、それが具体化されないという制約を受けざるを得ない点からも妥当すると考える。

民間の労使関係のような労使共同決定が貫徹される権利が保障されえず、議会の決定権が留保されている以上、交渉権、協約締結権を保障する職員の範囲を可能な限り広く認めたとしても、政府の施策に及ぼす影響はないと考える。

2、論点10の各設問に対する考え方

(1)「使用者側に立つ職員は、自らの勤務条件を自ら決定するになりうるから、(協約締結権を)付与すべきでない」という判断基準には賛成できない。

- ① 1項の(1)で述べた現行国家公務員法と類似の規定をもつ労働組合法は、労働組合の自主性の問題として、使用者側の利益代表者を組合員としてはならないとしている。また、公務員の労働条件決定の最終決定権は議会に留保されざるを得ず、「自らの勤務条件を自ら決定」できるといえるほどの権限をもつ公務員の範囲は限定されると考える。
- ② したがって「使用者側に立つ職員」という判断基準は、協約締結権を保障する公務員の範囲を検討する基準にはなり得ないと考える。

(2)「議会制民主主義の観点から、その勤務条件は国会・地方議会が法律・条例で定めるべきであり、労使交渉により決定すべきではない」との判断基準には断じて賛成できない。

- ① このような判断基準では、結果的に、「勤務条件が法定される公務員すべてについて協約締結権を付与しない」という結論に行き着きかねない。
- ② 勤務条件が法律・条例によらざるを得ないとしても、その決定過程で、労使交渉およびその結果を反映させるシステムを持つことを両立させることが、公務員労働者の労働基本権保障の具体的な内容であると考ええる。

(3)「職務の専門性・特殊性に照らし、協約締結権を付与すべきもの、又はすべきでないもの」については、次のように考える。

- ① 現時点で団結権が認められている公務員の中では、幹部公務員を除き、すべてに協約締結権を保障すべきである。また、現在は団結権が認められていない公務員の内、ILOがその保障を勧告し続けている消防職員と監獄職員については、同時に検討をすすめるべきである。
- ② 「職務の専門性・特殊性」は、争議権の保障とかかわっては検討が必要になると考える。しかしながら、今回の自律的労使関係確立の検討が、争議権の保障を前提とせずに協約締結権のみを取り出しておこなわれていることを考えれば、職務の専門性等をふまえた検討はなじまないものと考ええる。

(4)「協約締結権を付与する職員の範囲に係る基準や観点として、いかなるものを考慮すべきか」については、本年3月に国会に提出された国家公務員法改正法案での「幹部職員」「管理職員」の範囲を手がかりに、個別の職の内容から検討することが適当と考える。

以 上